を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に、「たい肥製造業で」を「堆肥製造業で」に、「バークたい肥製造業」を「バーク堆肥製造業」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法附則第十二条の二の七第五項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	八　当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）	八　当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨） 八の二　当該報告対象期間内に行つた法附則第十二条の二の七第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量
第二項	第十六号の三十様式	第十六号の三十の二様式
	一　報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類	一　報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類 一の二　法附則第十二条の二の七第五項に規定する譲渡を行つた数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類
第二項第二号	前号	前二号

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改める。

附則第五条の二第六項第一号中「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同条第九項第一号を次のように改める。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ　当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

ロ　当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準達成車であること。

附則第五条の三中「、鳩ヶ谷市の区域」を削る。

附則第六条中第六十六項を第六十七項とし、第六十五項を第六十六項とし、第六十四項を第六十五項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、「含む。）」の下に「であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該熱電併給型動力発生装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する熱電併給型動力発生装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（以下この項において「販売開始日」という。）が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この号において同じ。）開始の日以後の日であるもののうち、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された時点において、当該熱電併給型動力発生装置が、型式区分に係る販売開始日が最も新しい型式区分に属するもの（当該型式区分に係る販売開始日の属する年度が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の属する年度又はその前年度であるものを含む。）であること。

二　当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該熱電併給型動力発生装置の製造業者が製造した当該熱電併給型動力発生装置と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

附則第六条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条中第五十三項を第五十四項とし、第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十九項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条中第四十八項を第四十九項とし、第四十七項を第四十八項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条中第四十一項を第四十二項とし、第四十項を第四十一項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条中第三十八項を第三十九項とし、第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項第二号中「除く。）」の下に「のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であり、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ　当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有すること。

附則第六条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項第一号中「五百ミリメートル」を「四百ミリメートル」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条中第二十八項を第二十九項とし、第二十七項を第二十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第九